

対策を定めた国際枠組み「パリ協定」が、米国と中標達成に取り組み、今世紀後半まで人に活動による温室効果ガス(GHG)の排出量と植林などによる吸収量が均衡することを目指す。この協定は昨年末、パリで開催された国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議(COP21)で採択された。当初は各政府の署名や議会による批准手続きなどの関係から18年ごろの発効が見込まれていたが、今年9月4～5日に中国の杭州で開催

された主要20カ国・地域(G20)首脳会議で米中の政治的な思惑が合致し、批准を共同発表したこと流れが急加速した。

後を追うように欧州連合(EU)やインドなどが批准した結果、10月5日に「世界の排出量の55%以上に相当する55カ国以上が批准する」というパリ協定の発効要件が満たされた。日本は今臨時国会で締結が承認される見通し。これまで国際的な気候変動を先導してきたと自負する日本としては、日本抜きで発効といふ報われない結果となつた。

京都の教訓を生かした

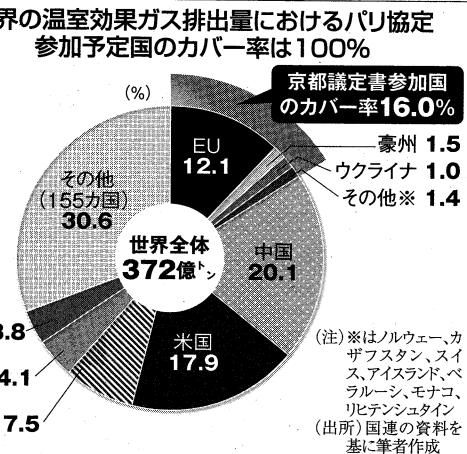
採択から1年足らずで発効した要因は、パリ協定が先進国と途上国にとって「公平」だからだ。これは、現行の「京都議定書」にない、パリ協定の特徴だ。

京都議定書は採択が1997年ということもあり、先進国だけが厳しい数値目標を伴うGHGの削減義務を負つた。一方で、途上国はもちろん、経済発展に伴い排出量が急増している中国やインドなどの新興国に削減義務は求めていない。先進国全体で08～12年の間に90年比で約5%削減するため、各国の負担割合や実施規則を決めるための交渉に時間がかかる。

が乏しい途上国も、先進国からの資金や技術支援などを得て、温暖化対策に貢献できる。世界全体の排出量におけるパリ協定参加国のカバー率は、ほぼ100%の見込みだ(図)。だが、課題もある。実効性の担保、つまり各国に高い目標の設定と削減計画の実施を継続的に求めしていくことだ。実はパリ協定は、実施規則などの詳細については決まっていない。11月7～18日にモロッコで開かれるCOP22から順次、決定されることになっている。

ロビー活動が必要

COP22に合わせて、パリ協定第1回締約国会議(CMA1)が開催される。CMAはパリ協定における唯一の最高意思決定機関で、各国が国益をかけた交渉を開拓するだろう。



COP22の意図は、途上国が国として未批准の英國やイタリアなどはオブザーバー参加で議決権がない。

オブザーバー国は、不利益を心配する声もあるが、国連気候変動枠組み条約の締約国のおよそ4割だけで物事を決めるのは、全体合意を何よりも優先させてきたパリ協定の採択経緯からは考えにくい。実質的な交渉はすべての主要排出国が参加するCOPの下のパリ協定特別作業部会(APA)で既に始まっている。COP22ではAPAで実質的な議論が継続される可能性もある。そもそも実施規則が決まる前に発効してしまったことの方が不自然であり、CMA1では実施規則の採択プロセスを工夫して、すべての国が参加できる状況。

う。議題は多岐にわたり、例えば、国別目標を管理する公開登録簿の記録・運営方法や、削減策の実施内容の透明性や正確性などの説明責任に関する指針の作成、削減量に経済的価値を付与して市場で取引するメカニズムの計算方法や指針の作成、参加国全体の進捗状況の評価方法などを。こうした実施規則がCMA1で採択される。

CMA1の意思決定に関与できる正式メンバーは、10月19日までに早期締約した中国、米国、EU、印度、ドイツなど81カ国だけ。日本やロシア、韓国、オーストラリア、EU加盟国でも国として未批准の英國を両立させ、国際社会を主導すると表明している。そのため、取り組むべきことは主に三つある。

一つ目は削減目標を達成し、国際的な評価と信頼を得ること。省エネ投資に励むとともに、再生可能エネルギーと原子力発電を合わせた電源構成比を44%まで引き上げることができるかが鍵を握る。

二つ目は、大幅な排出削減を可能にする低炭素技術の開発と普及を進めること。省エネ技術だけでなく、水素利用や次世代蓄電池などのイノベーションを取り組める国は先進国でも数えるほどしかない。

三つ目は、途上国支援を含む国際貢献策を実施すること。政府は、途上国を支援し、排出削減の日本の貢献分を日本の削減目標の達成に活用する「2国間クレジット制度」(JCM)の実現に取り組んでいる。現在、インドネシア、ベトナムなどの16カ国と署名を交わしている。日本企業が得意とする高効率な火力発電や空調システム、ボイラなどを現地に導入し、省エネ効果と排出量の削減効果を実証する事業が進められている。

途上国での貢献分を日本の削減とするためには、JCMがパリ協定で定義する市場メカニズムとして認められる必要がある。その規則や手続きはCMA1で採択される予定だ。今会合はオブザーバーとして見守るしかないが、日本だけの利益やビジネス上の利害ではなく、途上国が持続可能な開発と地球全体の環境保全に貢献できるアプローチであることを、ロビー活動を通して批准国へ根回しする必要はある。

日本は批准プロセスで米中欧に後れを取つたことをそれほど気にする必要はない。パリ協定が長く運用されることを前提にすれば、CMAやAPAの動きを注視しながら、国内の課題に対し長期的な視点で取り組むことが重要である。

スピード発効の「パリ協定」理由は先進国と途上国の公平性

おおさわ秀一

(大和総研経済環境調査部主任研究員)

がかり、京都議定書は採択から発効まで7年余りを要した。

当時、世界最大のGHG排出国であつた米国は、新興国の不参加を看過できず、京都議定書の採択には同意したが、参加はしていない。当初参加していた日本、ロシア、カナダも同様の理由で13年から不参加だ。その結果、世界全体の排出量における京都議定書参加国のカバー率は16%まで低下し、公平性も実効性もない状態に陥っている。

パリ協定は、こうした京都議定書を教訓として、公平性と実効性を高めるための工夫が施してある。参加国の義務はそれぞれの国情を反映させた「自主的」な国別目標を5年ごとに提出・更新し、その実施状況を報告してレビューを受ける。参加国は国際的に約束した削減目標の達成に向けて努力しなければならないが、目標を達成する義務はない。

表の通り、各国の削減目標は目標年に基準年も削減指標もバラバラだ。先進国が排出総量の削減を目指す一方、途上国は総量が増加することを想定して、国内総生産(GDP)当たりの排出量を削減する目標についている。これが、国情を配慮した公平性という意味である。先進国と新興国は、経済に配慮した自主目標を設定することができる。設備資金や環境技術

各国が掲げる自主的な削減目標	
中国	2030年までに国内総生産(GDP)当たりの二酸化炭素の排出量を05年比で60～65%削減。排出量を30年ごとが最大とし、以降は減少
米国	25年に温室効果ガス(GHG)排出量を05年比で26～28%削減、28%削減に向けて最大限努力
EU	30年にGHG排出量を1990年比で少なくとも40%削減
ロシア	30年にGHG排出量を90年比で25～30%削減
インド	30年までにGDP当たりの排出量を05年比で33～35%削減。30年までに電源容量構成に占める非化石エネルギー比率を40%とする
日本	30年にGHG排出量を13年度比で26%削減
ブラジル	25年にGHG排出量を05年比で37%削減、参考目標は05年比で43%削減
カナダ	30年にGHG排出量を05年比で30%削減
韓国	30年にGHG排出量を対策を講じない場合と比べて37%削減

(出所)国連の資料を基に筆者作成